

住所変更登記が義務化されました



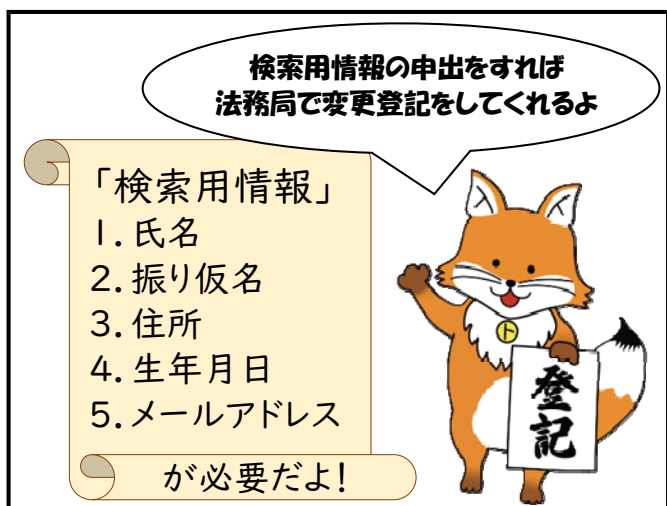
土地や建物を所有している人は、
「登記名義人」として住所と氏名が
法務局に登記されています。

登記名義人の住所や氏名に変更が
あった場合は、法務局に
変更登記の申請を
することになります。



令和8年4月1日から、登記名義人について
住所・氏名の変更登記が義務化されました。
登記申請の期限は、住所・氏名の変更から
2年以内です。

義務化の前に住所や氏名が変わっていた方
については、登記申請の期限は
令和10年3月31日です。



左のコマでトウキツネが紹介している
「検索用情報」の申出をした場合は、
「スマート変更登記」というサービスが
受けられるようになります。



↑スマート変更登記
についてはこちら

「スマート変更登記」では、法務局が登記名義人に
代わって変更登記を行うので、登記名義人が手続
をしなくても、義務違反になりません。



トウキツネは皆さんに「スマート変更登記」のこと
を知ってほしくて仕方がないようですね。

手続については法務省のホームページでも紹介
しているほか、専門家である司法書士に相談を
することもできます。

また、法務局の手続案内をご利用いただくこと
もできますが、完全予約制なので、ご利用の際は
予約をお願いします。